

監査委員公表

地方自治法第199条第4項の規定により，令和2年12月に定期監査を執行したので，同条第9項の規定により，その結果を，次のとおり公表する。

令和2年12月28日

海田町監査委員

永 海 房 雄

海田町監査委員

前 田 勝 男

海 監 査 第 4 7 号
令和 2 年 1 2 月 2 4 日

海 田 町 長 様
海田町水道事業代表者 様

海田町監査委員

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき、令和 2 年 1 2 月に実施した定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により別紙のとおり報告します。

なお、同条第 1 4 項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として措置を講じたときは、速やかにその旨を監査委員に通知してください。この通知を受けた場合は、講じた措置の内容を公表します。

定期監査報告書

第1 準拠基準

海田町監査基準

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

第3 監査の対象及び対象期間

- (1) 監査の対象 建設部（水道事業を含む）・会計管理室・議会事務局
- (2) 対象期間 令和2年度（ただし、必要に応じて令和元年度以前を含む。）

第4 監査の着眼点及び実施内容

財務に関する事務の執行が、関係法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 海田町役場委員会室
- (2) 日程 令和2年12月14日・16日

第6 監査の結果

建設部・会計管理室・議会事務局における財務事務については、おおむね適正と認められた。

なお、指摘すべき事項等（以下「指摘事項等」という。）があったため、以下に記載する。指摘事項等については、関係法令等を再度確認し、適切な措置を講じられたい。

監査対象部署	建設部
所管課等	【指摘事項等】
都市整備課	調定漏れ，調定科目誤りが見受けられたので，十分確認の上，事務処理されたい。
	砂走公園フェンス修繕工事について，当初予算に計上しているにもかかわらず，未執行となっている。子どもたちが利用する場所でもあり，事故につながる恐れがあることから，緊急性が高く，早い時期に発注すべきであった。工事の発注時期について，十分留意されたい。

	海田総合公園せせらぎ広場ステージ改修工事について、令和 2 年 8 月 19 日に完成通知書が提出され、同年 9 月 2 日に完了検査を行っている。海田町建設工事執行規則（平成 22 年海田町規則第 19 号）第 42 条第 2 項には、「完成通知を受けた日から 14 日以内に工事の完成を確認するための検査を完了し、検査調書を作成するとともに、検査の結果を受注者に通知する。」となっているにもかかわらず、本工事の検査日は 14 日を経過している。今後、このようなことがないように工事に係る諸規程を遵守されたい。
建設課	行政財産使用料について、調定漏れがあったため、調定日を遡って処理していた事例が見受けられた。使用許可後速やかに調定するよう留意されたい。
	飯之山里道復旧工事について、埋戻しに現地の残土を利用する予定であったが、土質が悪く利用できなかったことから、購入することに変更する設計変更協議を 10 月 14 日に行った。これに伴い 2,525,600 円増額する変更契約を工期末直前の 10 月 29 日（工期末は 10 月 30 日）に締結しているが、増額する金額が当初の契約金額の約 3 分の 1 となることから、設計変更協議が整った時点で速やかに設計変更を行い、変更契約を締結すべきであった。
上下水道課	公共下水道の供用開始から 3 年以内に水洗便所への改造を行っていない世帯に対する働きかけは、戸別訪問や文書の送付等により行っているとのことであるが、より積極的な取組を行い、接続率の向上に努められたい。
	公共下水道特別会計において、令和元年度決算の繰越額確定に係る起案について、金額が 297,200 円であったことから、事務処理決裁規程に基づいて課長決裁で処理していたが、繰越額確定は決算事務の一環であることから、町長決裁とすべきであった。
	水道料金の滞納者に対する滞納整理事務について、①督促、②再督促、③催告、④再催告、⑤停水予告、⑥停水日通知、⑦給水停止の順で対応しているとのことであるが、水道料金滞納整理事務取扱要綱（昭和 61 年 12 月 6 日告示第 56 号）には、①督促、②催告、③停水予告、④停水日通知、⑤給水停止の順で対応するよう定められていることから、要綱に従って対応されたい。